

ひとり親家庭などで児童を養育している人へ

●申し込み・問い合わせ先 子育て支援課 子ども家庭班 ☎(248)1162

児童扶養手当制度

離婚などの理由で、父または母と生計を別にしていて児童を養育する人に支給されます。

▼支給額
受給資格者と扶養義務者(同居している親など)の所得に応じて区分され、この区分は毎年、現況届の審査状況で見直されます。

支給対象児童1人の場合
全部支給…月額43,070円
一部支給…月額43,060円～10,160円
支給対象児童2人目
月額10,170円～5,090円加算
支給対象児童3人目以降
1人につき月額6,100円～3,050円加算

※所得制限があるため、所得が限度額以上ある場合は支給停止となります

事実婚と認められる場合は

事実婚とは、夫婦としての共同生活と認められる事実関係(定期的訪問があつて、定期的な生活費の補助を受け

ているなど。同居の有無を問わない)が存在する状態です。
事実婚の場合は、児童扶養手当の支給対象外となります。手当を受けていて事実婚の状態にある人は、すぐに資格喪失の届け出をしてください。

ひとり親家庭等医療費助成制度

医療費の一部を助成します。

▼対象 次の全てを満たす人
・国民健康保険法の規定による被保険者または社会保険各法の規定による被保険者または被扶養者
・市内に住所があるひとり親家庭の父または母とその者に扶養されている児童、または父母のない児童
※所得制限があります

▼助成期間

・児童 18歳に達する日以降最初の3月31日まで
・父・母など 扶養している児童が20歳になる誕生日の末日まで

▼助成額

助成対象者が支払った保険診療の一部負担金の3分の2に相当する額

各種手当を支給しています

重度の障がいがある人へ

●申し込み・問い合わせ先 福祉課 障がい福祉班 ☎(248)1144

在宅で重度の障がいがある人に手当を支給します。
なお、各種手当には所得制限があります。詳しくはお尋ねください。

特別障害者手当

▼月額 2万7300円

▼対象 身体や精神(知的)に重度の障がいがあり、日常生活で常時特別の介護を必要とする20歳以上の人

▼障がいの程度

身体障害者手帳1・2級程度と療育手帳A1・A2程度の重度の障がい
が2つ以上または、それと同程度の障がい
※施設入所者、病院や診療所に継続して3カ月を超えて入院している人は対象外

障害児福祉手当

▼月額 1万4850円

▼対象 身体や精神(知的)に重度の障がいがあり、日常生活で常時介護を必要とする20歳未満の人

▼障がいの程度

身体障害者手帳1・2級程度、または療育手帳A1・A2程度の障がい

※施設入所者などは対象外

特別児童扶養手当

▼月額 1級(月額5万2400円)

▼対象 心身に一定以上(重度)中程度)の障がいがある20歳未満の児童を家庭で養育している父母など

※児童が児童福祉施設などに入所している場合は対象外

現況届(所得状況届)は忘れずに

・特別障害者手当
・障害児福祉手当
・特別児童扶養手当
・経過的福祉手当
これらの手当の受給者は、受給資格要件確認のため、毎年8月1日現在の状況を記載した現況届の提出が必要です。
必要書類などは受給者に直接通知します。提出がなければ8月以降の手当を受給できなくなりますので、忘れずに届け出を行ってください。

▼提出期間 8月12日(金)～31日(水)

※期間中、提出が困難な人はご相談ください

現況届を忘れずに

児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費助成を受けている人は、受給資格確認のため、現況届の提出が必要です。対象者には7月下旬に関係書類を送付しています。

現況届の提出がないと、11月以降の手当の支給を受けることができません。また、2年以上届け出がないと受給権がなくなります。ご注意ください。
▼提出期限 8月31日(水)

高等職業訓練促進給付金

ひとり親家庭の父母が、専門的な資格取得のため修業が必要な場合、生活費の負担を軽減する給付金です。

▼対象 次の全ての要件を満たす人
・児童扶養手当受給中、または同様の所得水準である人
・養成機関で6カ月の教育課程を受け、対象資格の取得が見込まれる人
・就業または育児と修業の両立が困難だと認められる人
※令和4年4月から令和5年3月までに修業を開始する場合には、6カ月以上の修業が予定されているものも含みます

▼対象資格

看護師、保育士など33資格
※令和4年度に限り、情報関係の資格や講座の一部も対象になります

▼支給額

※受講開始前に申請し、講座の指定を受けてください

訓練促進給付金

①市民税非課税世帯 月額10万円
②①以外の人 月額7万5000円
※修業期間中は(上限3年)、申請日の属する月から月単位で支給します
修了支援給付金

①市民税非課税世帯 5万円

②①以外の人 2万5000円

※修了日を経過した日以後に支給

自立支援教育訓練給付金

ひとり親家庭の父母が、就業につながるような講座を受講した場合、受講修了後に受講経費の一部を支給する給付金です。

▼対象 次の全ての要件を満たす人

・児童扶養手当受給中、または同様の所得水準である人
・当該教育訓練を受けることが適職に就くために必要と認められる人

▼指定対象講座 雇用保険制度の一般教育訓練給付金、特定一般教育訓練給付金、専門実践教育訓練給付金の指定教育訓練講座

▼支給額
支払った入学金、受講料の合計額の60%に相当する額を支給。1万2千円を超えない場合は支給しません。
※ハローワークから教育訓練の給付を受けている場合は、差し引いた金額を支給します

※受講開始前に申請し、講座の指定を受けてください

就労準備支援事業(生活困窮者自立支援法・合志市委託事業)

あなたに合った就職活動のカチをサポートします

●問い合わせ先 福祉課 社会福祉班 ☎(248)1144

「就労経験がなく自分に何ができるかわからない」「長期間の仕事のプランクがある」「働くことに勇気がなく踏み出せない」「生活リズムを整えたい」
このような人を対象に、個別や集団での就労体験などを提供しながら、仕事をしていく中で必要な能力の向上に向けた、就労準備支援を行なっています。
一人ひとりに合わせた支援の計画を立て、一緒に考えていきますので、お気軽にご相談ください。

支援までの流れ

①まずは安心サポート合志または、就労準備担当(社会福祉法人 三幸)へご相談ください
②あなたに合ったプログラムを一緒に考え、支援プランを立てます
③半年から1年間、あなたのペースでプランに沿った仕事体験などを行ない、就職を目指します

▼利用対象

・一般就労に向けた日常生活自立、社会生活自立、就労自立のための訓練が必要な人で、安心サポート合志が必要と認められた人(収入・資産による制限あり)

原則60歳以下の人

▼相談・利用料

無料

▼申し込み・問い合わせ先

安心サポート合志
☎(248)1100
(委託先)社会福祉法人 三幸
☎(288)5569



仕事に関する適性を把握するため、あなたに合ったメニューでさまざまな仕事体験に参加し、活動を通して支援員や他の利用者とのコミュニケーション練習を行います